

返戻金制度に関する事項

1 候補者が入社日以後に自己都合による退職または甲の就業規則に基づき解雇に至った場合は、乙は甲より受領した紹介手数料を下記の通り、その退職の通知を受けた日の翌月末に返還するものとする。

(1) 入社日から1ヵ月未満 80%

(2) 入社日から1ヵ月以上3ヵ月未満 50%